

ビタミンM No.84

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2019年5月号)

＜今月のトピックス＞

- ・ 2019年度助成金に「働き方改革支援コース」新設
- ・ リフレッシュ休暇と年5日の年次有給休暇取得義務

2019年度助成金に「働き方改革支援コース」新設

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2019年度の雇用・労働分野の助成金が公開されました。その中で今年度新しく創設された「働き方改革支援コース」を紹介します。このコースは、働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成します。

助成金の概要

助成を受けるためには、新たに労働者を雇い入れることや雇用管理改善の取組(人材配置の変更、労働者の負担軽減等)に係る雇用管理改善計画を作成し、都道府県労働局の認定を受ける必要があります。

認定された雇用管理改善計画を**1年間取り組んだ後**、各種要件を満たせば「計画達成助成」が、**計画開始から3年経過後**に生産性要件等を満たせば「目標達成助成」が支給されます。

【計画達成助成】新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に支給

雇い入れた労働者1人あたり 60万円 (短時間労働者の場合40万円)※1

【目標達成助成】雇用管理改善計画の開始日から3年経過する日以降に申請し、生産性要件を満たす(伸び率が6%以上の場合のみ)とともに、離職率の目標を達成した場合に支給

労働者1人あたり 15万円 (短時間労働者の場合10万円)※1

(※1)それぞれ人数に上限あり、詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

対象事業主

時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース)(※2)の支給を受けた中小企業事業主 (※2)2016年度以前にこちらの助成金の支給を受けた事業主は対象外

リフレッシュ休暇と年5日の年次有給休暇取得義務



当社では年次有給休暇の他に、リフレッシュ休暇を毎年付与して、付与日から1年間利用できる制度を設けています。このリフレッシュ休暇を取得したら、年5日取得義務の日数から控除してもいいのでしょうか？



①

はい、リフレッシュ休暇が毎年、年間を通じて労働者が自由に取得することができ、その要件や効果について、当該休暇の付与日からの1年間において法定の年次有給休暇の日数を上乗せするものであれば、当該休暇を取得した日数分については、使用者が時季指定すべき年5日の年次有給休暇の日数から控除して差し支えありません。



②

リフレッシュ休暇は毎年4月1日に、年次有給休暇は10月1日に一斉付与しているのですが、付与日を統一しないといけないのでしょうか？



③

リフレッシュ休暇の付与日は、法定の年次有給休暇の基準日と必ずしも一致している必要はありません。ただ、年次有給休暇は管理台帳作成義務があり、リフレッシュ休暇として使用した日数を取得義務である年5日から控除するのであれば、付与日を統一した方が管理がしやすいですね。



④

リフレッシュ休暇を、例えば7月～9月中に取得させるなど、期間を限定した場合は、どうなりますか？



⑤

リフレッシュ休暇を「夏季休暇として7月～9月の期間中に5日間」など、取得期間を限定する場合は、使用者が時季指定すべき年5日の年次有給休暇の日数から控除できません。あくまでも年次有給休暇と同じように、年間を通じて自由に取得できなければなりません。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に「<事業所名・お名前・メール配信希望>」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2019.4.12



イラスト協力: WANPUG